

ごみの持ち込みについて

湖北広域行政事務センター業務課

令和4年4月

引っ越し、大掃除などで一時的に出た多量のごみは、各施設に直接持ち込むことができます。持ち込まれる場合はこほくる～るを参考に適正に分別をしていただき、ご自身で持ち込んでください。**許可を得ていない業者や他人が代わりに持ち込むことは法律で禁止されています。**

1. 持ち込み施設 **※ごみの排出元・種類ごとに持ち込める施設が異なります。ご確認のうえ、お持ち込みください。**

排出元	持ち込めるごみの種類	施設名
長浜地域 浅井地域 びわ地域 虎姫地域 湖北地域 高月地域 米原市	可燃ごみ 資源ごみ(古紙は除く) 可燃性粗大ごみ(布団・畳・カーペットなど)	クリスタルプラザ 住所:長浜市八幡中山町 200 TEL:0749-62-7141
	不燃ごみ・粗大ごみ(自転車含む)	クリーンプラント 住所:長浜市大依町 1337 TEL:0749-74-3377
木之本地域 余呉地域 西浅井地域	可燃ごみ 資源ごみ(古紙は除く) 可燃性粗大ごみ(布団・畳・カーペットなど)	クリスタルプラザ 伊香クリーンプラザ 住所:長浜市西浅井町沓掛 1313-1 TEL:0749-88-0088
	不燃ごみ・粗大ごみ(自転車含む)	伊香クリーンプラザ

2. 手数料

ごみの種類	一般家庭	事業所
可燃ごみ・可燃性粗大ごみ	80円/10kg	190円/10kg
資源ごみ(古紙を除く)	無料	190円/10kg
不燃ごみ・粗大ごみ(自転車含む)	80円/10kg	搬入不可

※古紙の持ち込みはできません。収集に出していただくか、資源回収業者にお問い合わせください。

※事業所の空き缶、スプレー缶、ペットボトル、ライター、使用済み乾電池類、使用済み蛍光灯は搬入できません。

※可燃・不燃ごみを収集用指定袋に入れて持ち込まれた場合は、搬入手数料は不要です。

3. 受付日時

午前 8 時 30 分～12 時、午後 1 時～4 時 30 分(土日祝休日と年末年始を除く)

※毎月第4日曜日は、直接持ち込みの受け入れをしております。(12月を除く)変更がある場合はセンターホームページやごみ分別アプリでお知らせします。

※毎月第4日曜日と年末にクリーンプラントへごみを持ち込む時には事前予約が必要になります。詳しくは「[こちら](#)」をご覧ください。

※混雑状況により、予告なく受付終了時刻を早めることがあります。時間に余裕を持ってお越しください。

4. 搬入時の持ち物

家庭の方
<input type="checkbox"/> 搬入申請書: 事前に記入のうえ、お持ち込みください。様式はセンターホームページに掲載しております。
<input type="checkbox"/> 手数料: 搬入量に応じて手数料をお支払いください。(現金のみ)
<input type="checkbox"/> 身分証明書: 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど身分証明となるものを提示願います。
<input type="checkbox"/> 発生元が分かる書類(身分証明書と排出元住所が異なる場合のみ): 公共料金通知、郵便物など発生元の住所が分かるもの。
事業所の方
<input type="checkbox"/> 搬入申請書: 事前に記入のうえ、お持ち込みください。様式はセンターホームページに掲載しております。
<input type="checkbox"/> 手数料: 搬入量に応じて手数料をお支払いください。(現金のみ)
<input type="checkbox"/> 排出事業所が分かる書類: 社員証、名刺、事業所宛て郵便物、免許証(個人事業主の場合)などを提示願います。
<input type="checkbox"/> 発生場所が分かる書類(草刈り業者など事業所住所とごみ発生場所が異なる場合のみ): 見積書・伝票など発生場所が分かる書類

※発生元の住所が確認できる書類がない場合、搬入をお断りすることがあります。

5. 搬入できないごみ(詳細はこほくる～るをご覧ください)

品目	処理方法
長浜市・米原市外で発生したごみ	発生元の市町村で処理してください。
リサイクル可能な古紙類(ダンボール、新聞紙、雑誌・チラシ類)	収集に出すか、民間の古紙業者にご相談ください。
長さ 50cm、太さ 5cm を超える剪定枝・材木	湖北広域行政事務センター一般廃棄物処分業許可業者にご相談ください。許可業者の一覧はセンターホームページに掲載しております。
分別できていないごみ	こほくる～るを参考に分別をしてください。
パソコン	パソコンメーカーまたはパソコン 3R 推進協会 (TEL:03-5282-7685)にご相談ください。
産業廃棄物	産業廃棄物処理許可業者にご相談ください。
事業所の古紙、空き缶、スプレー缶、ペットボトル、ライター、使用済み乾電池類、使用済み蛍光灯	資源回収業者や産業廃棄物処理許可業者にご相談ください。
その他センターで処理できないもの(食用以外の油、消火器、車のバッテリー、タイヤ、農業機械、農薬、毒物、自動二輪車、耐火金庫、ピアノ、油圧式ジャッキ、ボイラー、ポンプ類、土、その他処理が困難なもの)	販売店や専門処理業者などにご相談ください。

6. 持ち込みルール

■許可を得ていない業者や他人が代わりに持ち込むことは法律で禁止されています

持込可能な人は次の4つに限ります。また、身分証明書の住所とごみの発生元が異なる場合、公共料金通知や郵便物など発生元の住所が分かる書類を持参してください。**発生元の住所が確認できる書類がない場合、搬入をお断りすることがあります。**

- ①排出者本人または同居の家族
- ②別居の家族(実家の空き家整理などを含む)
- ③経営者または従業員【事業所の場合】
- ④センター一般廃棄物収集運搬業許可業者【事業所の場合】

■少量ごみは集積所に出してください

一時的に多量となるなど、持ち込まざるを得ない方のために持込みを受け付けておりますが、場内や計量設備は、多くの搬入車両を誘導できる設計になっておりません。そのため、多くの車両が来場されると施設は混雑し、ひいては集積所収集に支障が生じ、また施設周辺の交通渋滞を引き起こす原因にも繋がります。

少量ごみは集積所に出していただきますようお願いいたします。

■混雑する日時はできるだけ避けてください

平日に持ち込むことが困難な方のため、毎月第4日曜日にごみ持ち込みの受付をしておりますが、特に第4日曜日の特別開場日や休み前、休み明けの平日は持ち込み車両が多く、施設内が混雑します。このため、お帰りまでかなりの時間を要しご迷惑をおかけしますので、可能な方は比較的件数の少ない週の半ばでの持ち込みをお考えください。

■受付時間を守ってください

施設の安全運転のため、受付時間は必ず守ってください。なお、混雑状況により予告なく受付終了時刻を早めることがあります。時間に余裕を持ってお越しください。

■混雑時には入場方向を制限します

クリスタルプラザの混雑時には国道 8 号線側からの右折入場をお断りし、施設西側からの左折入場のみに制限することがあります。ご協力をお願いします。



▲混雑時にはこちらからの入場をお願いします。

■1日あたりの受入制限があるものについて

処理設備の能力上、一日あたりの受入量に制限を設けているものがあります。それ以上の持ち込みは後日をお願いします。

品目	制限量
布団・畳・ござなどの可燃性粗大ごみ	1日10枚まで
波板(トタン)や建具	1日10枚まで
がれき類、植木鉢、割れたガラス	1日土のう袋5袋まで

■荷降ろしがしやすいようにして持ち込んでください

ごみの分別ができておらず、荷降ろしに時間がかかるケースがあります。混雑の原因となるため、施設に持ち込む前に分別し、荷降ろししやすいようにしてください。なお、原則ご自身で荷降ろしをしていただきますので、ご了承ください。ごみの分別はこほくる～るをご参考ください。

■速度制限や停止線を守ってください

クリーンプラントは右図のとおり搬入経路が指定されており、また施設周辺では時速 20km に速度制限しております。

沿線住民の方々にご迷惑をおかけすることにもなりますので、道路標識や停止線は必ず守ってください。



▲赤色の経路を通行してください。

■解体ごみはルールを守って処分してください

建物の増改築や解体を業者が行った場合に発生する解体ごみは産業廃棄物になります。依頼主が運ばれたとしても、受け入れできません。また、排出元が説明できないごみは持ち込むことはできません。

随時、展開検査や排出元の確認を行い、産業廃棄物であると確認できた場合は持ち込みをお断りしております。

一般廃棄物搬入申請書兼承認書

令和 年 月 日

湖北広域行政事務センター
管理者 へ

一般廃棄物をセンターの指定するクリスタルプラザ・クリーンプラント・伊香クリーンプラザへ搬入したいので、湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する規則第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

申請者 (事業系は事業所名)	住所：長浜市 米原市 番地
	氏名：
	電話番号：
ごみの出た場所	<input type="checkbox"/> 同上 ※上と同じであれば記入不要
	住所：長浜市 米原市 番地
	氏名：
申請者住所とごみの出た場所の住所が異なる理由	<input type="checkbox"/> 住所変更中 <input type="checkbox"/> 親族のごみの持込 <input type="checkbox"/> その他 () ※ごみの発生場所がわかる書類を持参ください。 例 公共料金通知、自宅宛ての郵便物等
ごみ 区分と種類	<input type="checkbox"/> 家庭系 <input type="checkbox"/> 事業系 ※クリーンプラントでは事業系ごみの受入は行っていません。
	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ <input type="checkbox"/> 不燃ごみ <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 資源ごみ
搬入場所	<input type="checkbox"/> クリスタルプラザ <input type="checkbox"/> クリーンプラント <input type="checkbox"/> 伊香クリーンプラザ
搬入車両	<input type="checkbox"/> 普通車 <input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 軽トラック <input type="checkbox"/> トラック (t車) <input type="checkbox"/> その他 ()
	車両登録番号： 滋賀
備考	クリーンプラントへの第4日曜日と12/29・30のごみ持込みは事前予約制です
1 処理手数料は、湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例第19条に規定する料金とします。 2 個人情報、当センター一般廃棄物処理業務のみに利用し、それ以外の目的には利用しません。 3 <u>ごみの発生場所及び本人確認の為、身分証明証(家庭系の場合：免許証、健康保険証等/事業系の場合：社員証、名刺等)の提示をお願いします。</u> 4 本人確認ができない場合などは搬入をお断りします。	

【受付者記入欄】

本人確認	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 名刺 <input type="checkbox"/> 公共料金通知 <input type="checkbox"/> その他 ()		
承認の可否	承認 ・ 不承認		承認者
その他	<input type="checkbox"/> 長浜 <input type="checkbox"/> 米原	<input type="checkbox"/> 家庭 <input type="checkbox"/> 事業所	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ <input type="checkbox"/> 剪定枝 <input type="checkbox"/> 不燃ごみ <input type="checkbox"/> 指定袋 <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 資源ごみ